

## 第 4 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の7の2第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第11条の2中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の2中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第20条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ

等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。